「ことのまま」の会　会則（閲覧用抜粋）

（名称及び所在地）

1. 本会は、「ことのまま」の会と称する。

２　　所在地はさいたま市緑区に置く。

（目的及び事業）

1. 本会は、犯罪被害等の当事者、犯罪被害について理解をしようとする市民が裁判傍聴活動等を通じて犯罪にかかる情報を共有し、犯罪被害者等支援条例や安心安全な市民生活について学びあい、誰しもが犯罪被害者を支え、心を寄せる活動を目的として、会員相互の親睦と交流を図り、次の事業を行うため、令和５年８月８日に設立する。
	1. 市民の誰しもが自由に参加出来る、犯罪被害者当事者等と共に語り学び伝え合う場にします。
	2. 犯罪被害者等にかかる国（警察庁・法務省など）や行政（埼玉県・さいたま市他）に関係する機関団体のパブリックコメントや講演会・シンポジウム・イベント等の情報提供や意見参加等。
	3. 全国犯罪被害者週間（毎年１１月２５日から１２月１日）における支援活動
	4. 裁判員裁判傍聴、裁判員裁判等に関する情報提供や会報の発行。
	5. その他目的を達成するために必要な事

（会員）

1. 本会は、前条の目的及び事業の趣旨に賛同するものをもって組織します。

１　当会の会員および参加資格は、犯罪被害者等当事者および当会の趣旨に賛同し、信頼関係を構築し、誰しもが安心して暮らせるようにと願う個人とする。

２　入会金及び会費は無料とし、事業経費が必要な場合は、会員と協議の上、負担金を徴収する場合がある。

３　入会を希望する者は、入会申込書を代表に提出する。参加の場合も同様とする。

４　退会を希望する会員は、退会届を代表に提出し任意に退会できる。

５　会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したとき

（役員）

第４条　本会に次の役員をおく

（１）　代表　　　　　　１名

（２）　副代表　　　　１名

（３）　会計　　　　　1名

２　役員は会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第５条

（１）代表は、本会を代表し会務を統括する。

（２）副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

（３）会計は、本会の会計を担う。

２　　役員が次のいずれかに該当するときは、役員会議決によりこれを解任することができる。

（１）心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

（顧問及び参与）

第６条 本会に、顧問および参与をおくことができる。

（総会）

第７条　総会は年１回行い、以下の事項について議決する。

（１）会則の変更

（２）解散

（３）事業の変更

（４）事業報告及び収支決算報告

（５）役員の選任または解任

（６）その他会の運営に関する重要事項

２　総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第８条　代表が必要と認める都度招集する。

２　役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

（経理）

第９条　本会の経費は、寄付金その他の収入をもってこれにあたる。

　　　　　会計年度は毎年4月１日に始まり翌年3月３１日に終わる。

２　代表は、毎年、事業終了３か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（個人情報の取り扱い）

第１０条　本会が活動を行なうために必要とする個人情報の取得、利用、提供および

管理については、「個人情報基準」に定め、適正に運用するものとする。

（個人情報の保護）

第１１条　本会は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７条）その　他関係法令等を遵守し、その業務上知り得た個人情報を適正に取扱うものとする。

（その他の規定）

第１２条　団体を脱会する時に、構成員が自身の持分を団体の財産から受け取ることを前提とした規約・習慣はない。

2　　この会則に定めるもののほか、重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努め、運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

付則

1 会の役員は次の会員とする。

代表

副代表

会計

２　事務局は、さいたま市緑区とする。

３　この会則は、令和５年８月８日施行した会則を、令和５年９月１５日に改廃し、令和５年９月１５日から施行する。